平成２７年（フ）第９８号
千葉県松戸市古ケ崎４丁目3555番地の１
コーポスズキ401号
破産者　梅川　一夫
１　決定年月日　平成27年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１２６号
大阪府泉大津市末広町１丁目９番21―1004号
破産者　株式会社今井工業
１　決定年月日　平成27年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１９４号
茨城県坂東市上出島1120番地
破産者　株式会社鬮雅
１　決定年月日　平成27年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第６６号
京都府京丹後市峰山町新町537番地
破産者　丹後峰山精練株式会社
１　決定年月日　平成27年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第８８号
岡山県玉野市渋川３丁目12番21号メゾン渋川102、住民票上の住所岡山県玉野市渋川３丁目12番21号
破産者　山本　洋子（旧姓森山）
１　決定年月日　平成27年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６３号
北海道旭川市９条通７丁目2483番地
破産者　株式会社助十郎
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８３号
岩手県奥州市前沢区古城字千刈田181番地
破産者　飯坂建設株式会社
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第７８号
福島県郡山市菜根５丁目４番16号
破産者　ＫＴアート株式会社
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第３８１号
茨城県水戸市赤塚１丁目219番地の５
破産者　株式会社ワールド・ワーク
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３９２号
茨城県ひたちなか市大成町18番５号
破産者　株式会社横塚工務店
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１６５号
千葉県印西市小林2456番地４
破産者　工藤　圭司
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１０号
千葉県佐倉市大蛇町42番地47
破産者　三田村紗希
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第７１６号
東京都東村山市秋津町３丁目３番地22
破産者　株式会社岡建設
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０７４号
東京都墨田区錦糸４丁目７番３号
破産者　有限会社エイ・エス・エス
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０７５号
東京都国分寺市泉町２丁目６番１―314号トミンハイム国分寺泉町
破産者　下平一二三
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０７６号
東京都国分寺市泉町２丁目６番１―314号トミンハイム国分寺泉町
破産者　下平美恵子
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１５２号
東京都八王子市東町１番10号グランデハイツ八王子202号
破産者　ヨーコー住建株式会社
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１５３号
東京都八王子市南新町20番地ニューサウス303号
破産者　松本　隆三
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２０７４号
神奈川県藤沢市本藤沢５丁目７番１号
破産者　エージーティー株式会社
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７２号
石川県野々市市本町５丁目８番36号　サーパス野々市第２―301号、商業登記簿上の本店所在地金沢市額新保１丁目185番地
破産者　株式会社ピーエスピー
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３７１０号
大阪市港区弁天１丁目２番１―2501号
破産者　アクアプロ株式会社
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４号
香川県高松市一宮町936番地１、登記簿上の本店住所香川県高松市栗林町１丁目５番５号
破産者　有限会社冨田義製帽所
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係